



平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高柳 浩二
(コード：8028 東証・名証第一部)
問合せ先 広報室長 岩崎 浩 (TEL. 03-3989-7338)

当社子会社(カネ美食品株式会社)の業績予想の修正に関するお知らせ

当社子会社であるカネ美食品株式会社が通期（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日）の業績予想の修正を公表しましたので、お知らせいたします。

なお、本件による当社連結業績への影響については、軽微です。

以 上



平成30年5月17日

各 位

会 社 名 カネ美食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 三輪 幸太郎
(JASDAQ・コード2669)
問合せ先 取締役業務本部長 三矢本 利昭
TEL 052-879-6111 (代表)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更 並びに決算期変更に伴う業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成30年5月17日開催の取締役会において、決算期の変更及び定款の一部変更について、平成30年6月21日開催予定の第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、親会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社と決算期を統一することにより、決算業務及び経営計画策定並びに業績管理等の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年3月1日から2月末日に変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現在	毎年3月31日
変更後	毎年2月末日

(注) 決算期変更の経過期間となる第49期事業年度は、平成30年4月1日から平成31年2月28日までの11ヵ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

平成30年5月9日に公表した「平成30年3月期 決算短信」においての第49期事業年度業績予想は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの12ヵ月決算として公表していましたが、第49期事業年度は、決算期変更の経過期間として12ヵ月決算から11ヵ月決算となるため、第49期事業年度（平成30年4月1日から平成31年2月28日）の業績予想を次のとおりに変更いたします。

第49期事業年度の通期業績予想（平成30年4月1日～平成31年2月28日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (平成30年4月1日～ 平成31年3月31日)	百万円 90,562	百万円 601	百万円 668	百万円 327	円銭 33.31
今回修正予想 (平成30年4月1日～ 平成31年2月28日)	82,945	483	548	227	23.11
(ご参考) 前期実績 (平成30年3月期)	90,233	△1,167	△1,062	△932	△94.73

(注) 前回発表予想は、「平成30年3月期 決算短信」において、平成30年5月9日に公表した通期の業績予想数値であります。

4. 定款の一部変更

変更内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>に招集し臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>より翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>5月</u>に招集し臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>より翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>8月31日</u>の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 第36条の規定にかかわらず、第49期事業年度は、平成30年4月1日から平成31年2月28日とする。</u></p> <p><u>第2条 第37条の規定にかかわらず、第49期事業年度の中間配当の基準日は、平成30年9月30日とする。</u></p> <p><u>第3条 前2条および本条は、第49期事業年度経過をもってこれを削除する。</u></p>

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月21日（予定）
定款変更の効力発生日 平成30年6月21日（予定）

以上